

平成23年6月 1日  
学 長 裁 定

平成27年3月19日

## 九州工業大学プログラム等取扱細則に関するガイドライン

### (目的)

第1条 このガイドラインは、九州工業大学プログラム等取扱細則（平成23年九工大細則第15号。以下「細則」という。）を適用するにあたり、その運用を円滑にするため、細則の内容をより具体的に明確化することを目的とします。

2 細則及び本ガイドラインは、次の各号に掲げる事項を目的とします。

- (1) 本学で創出されるプログラム等の開発者、著作者及び著作権者を明確に規定する事により、産業界での利用を安心して推進できるようにするとともに、プログラム等の開発者の権利を保護することを目的とします。
- (2) 届出等の手続きを定めることにより、有効なプログラム等の学内での所在を本学が一元的に把握し、学内外での有効利用を図ります。
- (3) 本学で創出されるプログラム等を学術振興に資し、他の知的財産権と比較した場合プログラム等の著作権の特殊性を考慮したうえで、研究者の知的活動を支援し、成果を尊重し、開発意欲を促進します。
- (4) 学生は大学の研究活動における重要なメンバーであり、産業界で利用可能なプログラムの開発に携わることには教育的意義があることを認識し、学生に職員に準じた権利を認め、学生のプログラム等の開発を通して学習意欲を昂揚するとともに、知的財産権を尊重することを学ぶ動機付けとします。
- (5) 本学で創出されるプログラム等の産業界等の学外での利用により得られた利益の一部を開発者に還元することによりプログラム等の開発の奨励を図り、他の一部を大学の経営資源として新たな研究に投資することにより知的創造サイクルを回すことを目的とします。

### (著作者及び帰属)

第2条 職員等が開発したプログラム等の著作者は表1に従います。

- (1) 特別の経費とは、文部科学省特別予算、運営費交付金（戦略的経費）、科学研究費補助金、共同研究費、受託研究費その他の特別な費用等を言います。
- (2) 表1の①法人著作（職員業務プログラム等）は、本学がプログラム等の開発を命じているので、著作権法第15条第2項（職務上作成するプログラム著作物の著作者）が要件とする「法人等の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成するプログラムの著作物」に合致することは明確であり法人著作とします。
- (3) 表1の②法人著作（職員特別経費プログラム等）のプログラム等の開発を直接の目的として特別に措置された経費を使用する研究については、本学がプログラム等の開発を目的として契約しているので本学の発意があるのは明確であり、またプログラム等の開発を直接の目的としない特別に措置された経費を使用する研究についても、研究目標の達成の為にプログラム等が開発されたものであり、研究目標は法人が契約相手に約したものであるから、本学の発意があると見做すのが妥当であり、法人著作とします。
- (4) 表1の③個人著作については、研究内容について本学は関知しておらず、ここでは本学の発意を認めることが出来ないと見做すのが妥当なので個人著作とします。

2 学生等が開発したプログラム等の著作者は表2に従います。

- (1) 表2の④法人著作（学生業務プログラム等）については、大学からの報酬の支払いをもって、

「法人等の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成するプログラム」とみなすのが妥当なので、法人著作とします。

(2) 表2の⑤法人著作(学生特別経費プログラム等)については、産業利用への意図が有るものとは、表1の特別の経費に相当する部分で、文部科学省特別予算、運営費交付金(戦略的経費)、科学研究費補助金、共同研究費、受託研究費その他の特別な費用等を使用したものを言います。

本学との契約に基づき、本学の職員(指導教員等)の指揮・監督下に行う研究業務の一環であるので、「法人等の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成するプログラムの著作物」と見做すのが妥当なので、法人著作とします。

(3) 表2の⑥個人著作については、職員等が開発したプログラム等について本学の発意を認めていないので、その職員等の指導で学生等が開発したプログラム等についても同様に、本学の発意は無いと見做すのが妥当であるので、個人著作とします。

3 職員等又は学生等が開発したプログラム等について、職員等又は学生等以外の共同開発者がいる場合は、本学と当該共同開発者との契約に依り著作者及び著作権者を定めます。当該共同開発者との交渉及び契約業務は、届出を受けた産学連携・URA領域が開発した職員等又は学生等の関係者と連携して担当します。

(学生等からの法人著作とする確認書の取得)

第3条 学生等が、表2の④法人著作(学生業務プログラム等)又は⑤法人著作(学生特別経費プログラム等)に該当するプログラム等の開発に関与する場合、指導教員等は、プログラム等の開発着手前に当該学生等に対し本学のプログラム等取扱いの規則を充分説明して、当該学生等から確認書を取得し、適切に保管してください。(注意;この確認書がない場合、本学が当該プログラム等を活用しようとする際にトラブルになる可能性がありますので、確実に確認書を取得してください)

2 前項において学生等から法人著作となるプログラム等の開発への関与の承諾が得られないときであっても、学生等の指導教員等は本制度上法人著作とならない別の研究テーマを与えることとし、当該学生等に対して不当な扱いをしてはなりません。

(法人著作プログラム等の届出)

第4条 職員等が、表1の①法人著作(職員業務プログラム等)に該当するプログラム等を開発したときは、開発を命じられ又は命じた職員等は、開発終了から2ヶ月以内に細則に定める別記様式1により産学連携・URA領域を経由して学長に届け出てください。

2 職員等が、表1の②法人著作(職員特別経費プログラム等)に該当するプログラム等の開発を終了したときは、開発した職員等は、研究期間終了から2ヶ月以内に細則に定める別記様式1により産学連携・URA領域を経由して学長に届け出てください。

3 学生等が関与した、表2の④法人著作(学生業務プログラム等)又は⑤法人著作(学生特別経費プログラム等)の開発が終了したときは、研究代表者である職員等が代表して、研究期間終了から2ヶ月以内に細則に定める別記様式1により、前条第1項で学生等から取得した確認書を添えて、産学連携・URA領域を経由して学長に届け出てください。

(個人帰属プログラム等の本学への譲渡)

第5条 表1の③個人著作の著作者である職員等又は表2の⑥個人著作の著作者である学生等は、開発したプログラム等が研究室外で利用できるレベルに完成し、次の各号に定める理由で本学帰属を希望し、本学に著作権を譲渡しようとするとき、細則に定める別記様式2により学長に譲渡申請をするものとします。そのとき、著作者が複数いる場合は、届出代表者が著作者全員の意思を取り纏めたうえで譲渡申請を行うものとし、著作者に職員等が含まれるときは、原則として職員等が譲渡申請の代表者となるものとします。

(1) 本学において著作者である職員等以外の利用を図りたい。

(2) 産業界等の外部での利用を図りたい。

(3) 学術振興に資する為に外部での利用を図りたい。

(4) 大学の知名度向上に貢献したい。

(5) 職員等の転出・退職の際に、著作権を本学に残したい。

(6) その他

- 2 表2の⑥個人著作に該当するプログラム等を開発した学生等の指導教員等は、当該学生等の卒業後も研究室で当該プログラム等を継続して開発する場合は、研究室内で自由にプログラムの改変等を行うことができるように、また、プログラム等の完成後に研究室外での利用を図ることが出来るように、予め当該学生等から本学帰属とする譲渡同意書を取得しておくことが望まれます。このとき、学生等から取得した譲渡同意書は、プログラムが完成して本学への譲渡を行うまでの間、指導教員等が適切に保管してください。ただし、学生等が譲渡同意書の提出に同意しないときであっても、指導教員等は、そのまま研究を継続させるか別のテーマを与えるか適切に指導するものとし、当該学生に対して不当な扱いをしてはなりません。
- 3 前項における著作権の譲渡については、原則として翻訳権、翻案権等および二次的著作物の利用に関する原作者の権利も含まれるものとし、譲渡されない著作者人格権については行使しないことを前提とします。
- 4 第1項の学長への譲渡申請は、産学連携・URA 領域経由で行うものとし、産学連携・URA 領域長は、発明審査委員会の議に諮り本学帰属とすることの可否を決するものとし、承認を得たものは本学帰属とします。著作権が本学帰属と認められた著作物に関しては、改めて譲渡書を提出してください。
- 5 前項の譲渡申請において、職員等又は学生等以外の共同開発者がいる場合は、産学連携・URA 領域長は、共同所有とするか又は譲渡を受けて本学の単独所有とするか等について関係者と協議のうえで発明審査委員会に諮り、本学と共同開発者間で適宜契約手続きを行います。
- 6 産学連携・URA 領域長は、本学帰属となったプログラム等について、譲渡した職員等又は卒業等の後も含めて学生等に活用の意向があるときは、その意向に配慮して活用推進するものとし、
- 7 プログラム等を譲渡した職員等は、産学連携・URA 領域長から活用推進のための要請があったときは、これに協力するものとし、

(法人著作物の開発者による利用可能範囲)

第6条 表1の特別の経費を使って開発した②法人著作（職員特別経費プログラム等）については、開発者である職員等は表3に示す範囲で、本学における教育・研究を目的として権利を行使できるものとします。

- \* 1) 公表や第三者の利用に供する権利の箇所であるが、開発者が産学連携・URA 領域を経由して学長に申請したとき、学長は開発者と第三者の利用に関する条件等を協議し、必要と認めるときは発明審査委員会で審査したうえで、申請を受けて本学が権利を行使するか、又は申請者による権利行使を承認する。ただし、法令又は契約上問題があるときは、この限りではない。
- \* 2) 第三者に開発者を著作者、著作権者と誤解されないように、次の要領で記載する。
  - (1) 著作者、著作権者が国立大学法人九州工業大学であることが歴然と判る様に明記する。
  - (2) 開発者については、開発者又は開発担当者と表記する。
- \* 3) ○の箇所については、開発者自身は自由に権利を行使できる。ただし、学外の第三者の利用に供しようとするときは、\* 1) 同様に学長に申請する。

- 2 表1の③個人著作であって著作者である職員等が本学に著作権を譲渡した本学帰属著作（個人著作本学帰属プログラム等）については、著作者である職員等は、原則として表1に示す範囲で権利を行使できるものとします。
- 3 表2の本学からの報酬の支払いを受けて開発した④法人著作（学生業務プログラム等）及び産業利用への意図を持って開発した⑤法人著作（学生特別経費プログラム等）については、開発者である学生等は、研究室の研究目的に限り、指導教員の承諾の下、第1項で定める職員等に準じ表3で示す範囲で権利を行使できるものとします。
- 4 表2の⑥個人著作であって著作者である学生等が本学に著作権を譲渡した本学帰属著作については、著作者である学生等は、研究室の研究目的に限り、指導教員の承諾の下、第2項で定める職員等に準じ表3で示す範囲で権利を行使できるものとします。

(プログラム等活用相談)

第7条 職員等又は学生等は、学内外で活用の可能性がある優れたプログラム等を開発したときは、産学

連携・URA 領域に活用推進について相談してください。産学連携・URA 領域では、開発者の意向を尊重し、活用推進支援を行い、外部との交渉及び契約締結業務を行います。

(報償金)

- 第8条 職員等が開発した表1の②法人著作(職員特別経費プログラム等)、又は③個人著作を本学に譲渡し本学帰属著作(職員個人著作本学帰属プログラム等)となったものを、本学が活用して収入を得た場合は、職員等が当初目的とした研究業務以上の成果であり、かかる成果に対してインセンティブを与え本学が創出するプログラム等の外部での利用促進を図る観点から、九州工業大学職務発明取扱規程(平成16年九工大規程第35号。以下「職務発明規程」という。)第12条の特許補償の規定を準用し、プログラム等の開発者に報償金を支払うことがあります。
- 2 表1の①法人著作(職員業務プログラム等)については、研究業務ではなく当初から使用目的のプログラム等を開発したものであるから、原則として報償金は支払いません。
  - 3 学生等が開発した表3の④法人著作(学生業務プログラム等)、⑤法人著作(学生特別経費プログラム等)、又は⑥個人著作を本学に譲渡した本学帰属著作(学生個人著作本学帰属プログラム等)となったものを、本学が活用して収入を得た場合は、学生等が当初目的とした研究業務以上の成果であり、第1項の理由により職務発明規程第12条の特許補償の規定を準用し、プログラム等の開発者に報償金を支払うことがあります。
  - 4 本学の法人著作又は本学帰属のプログラム等の共同開発者に職員等又は学生等以外の者が居る場合は、共同著作物とするか又は本学が譲渡を受けて本学帰属とするか当該職員等又は学生等以外の者と協議し、本学が譲渡を受けて本学帰属とする場合は、譲渡契約を締結し契約の中で報償金の支払いの有無や条件等について取り決めます。

附 則

このガイドラインは、平成23年6月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、平成27年4月1日から施行する。

○九州工業大学プログラム等取扱細則に関するガイドライン

(表1)

業務命令	特別の経費	運営費交付金(戦略的経費を除く。) 寄附金
①法人著作	②法人著作	③個人著作
職員業務プログラム等	職員特別経費プログラム等	個人著作プログラム等

(表2)

大学からの報酬の支払い		
有	無	
	産業利用への意図(特別経費の有無)	
	有	無
④法人著作	⑤法人著作	⑥個人著作
学生業務プログラム等	学生特別経費プログラム等	個人著作プログラム等

(表3)

著作権法	権利等	行使の方法等
第18条	公表権	学長に申請*1
第19条	氏名表示権	本学の名称と併記することを前提に開発者の名前を記載することを許可*2
第20条	同一性保持権	本学は開発者に対して権利を行使しない。
第21条	複製権	○*3
第22条	上演権及び演奏権	○*3
第22条の2	上映権	○*3
第23条	公衆送信権等	学長に申請*1
第24条	口述権	○*3
第25条	展示権	○*3
第26条	頒布権	学長に申請*1
第26条の2	譲渡権	学長に申請*1
第26条の3	貸与権	学長に申請*1
第27条	翻訳権, 翻案権等	○*3
第28条	二次的著作物の利用に関する原作者の権利	本学が有するが, 本表に準じて, 開発者の権利を尊重
第63条	利用の許諾	学長に申請*1